

7. 請負工事用無償貸付建設機械の取扱

建 近 機 第140号
昭 和48年 4 月 25日
建 近 機 第56号
昭 和61年 7 月 4 日
国 近 整 施企第151号
平 成20年 3 月 26日

請負工事用無償貸付建設機械の取扱

目 次

第1	通 則	7-5
第2	貸 付 け	7-5
第3	引 渡 し	7-5
第4	使用の条件	7-5
第5	期間の変更	7-6
第6	建設機械使用実績報告書	7-6
第7	機械の返納	7-7
第8	自動車損害賠償責任保険	7-7

請負工事用無償貸付建設機械の取扱

第1 通 則

工事請負契約に基づき、国土交通省の所管に属する建設機械（以下「機械」という）を請負者（以下同様）に無償で貸し付ける場合は、建設機械関係事務取扱規則、国土交通省所管物品管理事務取扱規則同細則及び工事請負契約書によるほか、この取扱いの定めるところによる。

第2 貸 付 け

1. 物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ）に貸し付ける機械の名称、規格、性能、数量、使用目的、貸付日数、引渡し場所、返納場所、運転員派遣の有無、貸付期間中における定期整備の有無は、「官貸与機械器具調書」に記載するものとする。
2. 機械の使用、管理、保管等については、契約担当官の指導する職員の指示に従わなければならない。

第3 引 渡 し

1. 機械の引渡しは、貸付物品引渡通知書に定められた日時及び場所において、契約担当官の指定する職員が立会のうえ、「別記様式1」建設機械点検整備記録表（以下「点検表」という）により当該貸付機械の整備状況を確認し、貸付物品借用書と引き替えに引き渡しをするものとする。
2. 前項の点検表は、2通作成し各立会人押印のうえ物品管理官が1通保有するものとする。
3. 貸付機械を請負人相互間において受け渡しする場合は、点検表を3通作成し、双方それぞれ1通を保有し、1通は速やかに物品管理官に提出するものとする。

第4 使用の条件

1. 工事請負契約書に記載された使用目的以外の用途に機械を使用してはならない。
2. 前号に違反したときは、その使用した日数に対し、国土交通大臣が別に定める1日当たり貸付料の倍額に相当する額を違約金として徴収する。
3. 日常の点検整備、及び修理を完全に実施すること。
4. 機械の引渡し及び返納に要する費用並びに貸付けに伴い必要を生じた一切の費用を負担するものとする。
5. 機械を亡失し、又は損傷したときは、速やかに契約担当官に対し、その事実及び事由について詳細な報告書を提出し指示を受けなければならない。

6. 機械の引渡しを受けた後、正当な事由なくして機械を使用しない場合、又はこの取扱いに違反したときは、機械の返還を命ずることがある。
7. 契約担当官が特別の事由により貸付中の機械の返還を求めたときは、その指示に従い速やかにこれを返納しなければならない。

第5 期間の変更

1. 機械の貸付日数の変更を希望する場合は、あらかじめ理由を付して契約担当官に申し出なければならない。
2. 工事内容に変更があった場合、その責に帰することができない事由により、機械の運転を休止した日数がある場合又は契約担当官が特に必要と認めた場合は、双方協議し請負契約を変更のうえ機械の貸付日数を変更することができるものとする。

第6 建設機械使用実績報告書

1. 別に定める建設機械使用実績報告書を作成し、建設機械の引渡しを受けた日を含む月以降三ヶ月ごとに当該期間の経過後15日以内に契約担当官に提出しなければならない。ただし、工事が完了した場合にあっては、完了後速やかに提出するものとする。

第7 機械の返納

1. 機械を返納する場合は建設機械返納書2通を契約担当官に提出し、その指示を受けるものとする。
2. 物品管理官は、機械の返納を受けたときは、契約担当官の指定する職員及び請負人立会のうえ点検表により当該機械の検査を行ない支障がないと認めるときは、前号の返納書に受領印を押印し1通を交付するものとする。

第8 自動車損害賠償責任保険

1. 貸付機械が自動車損害賠償保険法の適用を受ける機械であるときは、借受期間中に当該機械による事故が発生した場合における同法第19条の2に規定する追加保険料において負担するものとする。

建設機械点検整備記録表

建設機械名 _____ 型式 _____ 機械番号 _____

平成 年 月 日 点検者 氏名 印
立会者 氏名 印

走行(時間)メーターのよみ	km(HR)
エンジンオイル量	
冷却水量	
充電状況	

区分	不良箇所	処置
主機関		
伝導装置		
操行装置		
走行装置		
電気装置		
車体関係		
作業装置		
その他		